



付 録

— 図表で見る財政状況と変化 —

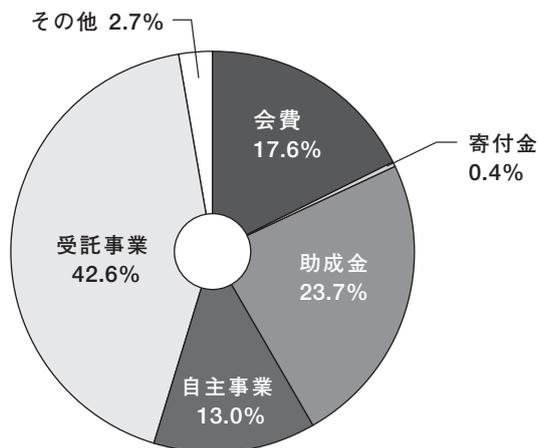
— 中長期ビジョン —

— 定 款 —

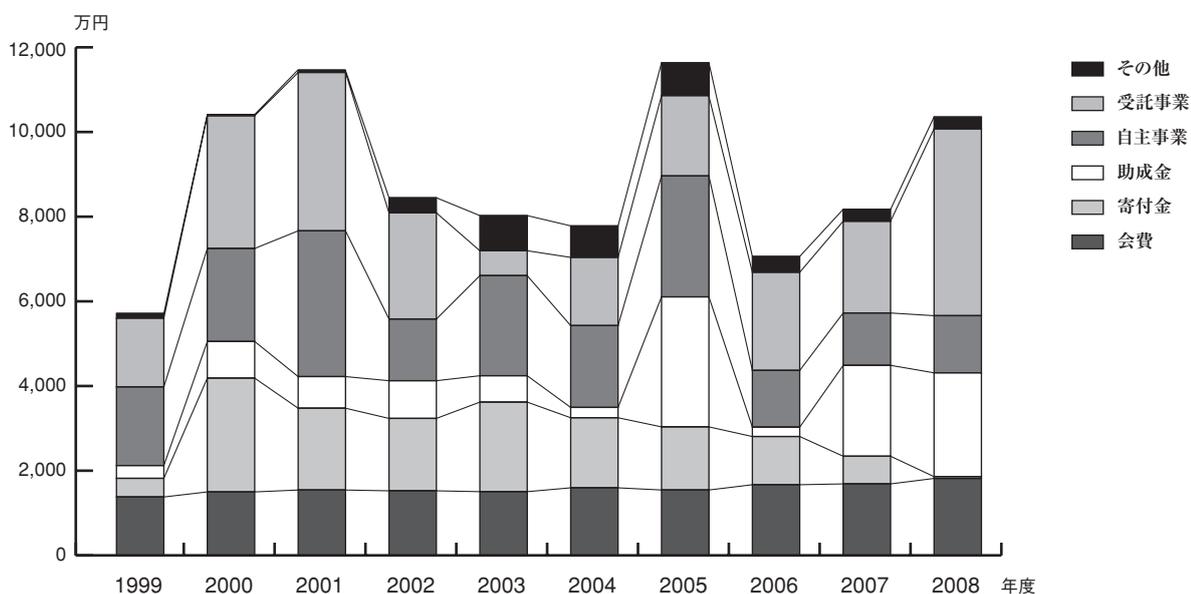
図表で見る財政状況と変化

1. 2008年度科目別の総収入割合

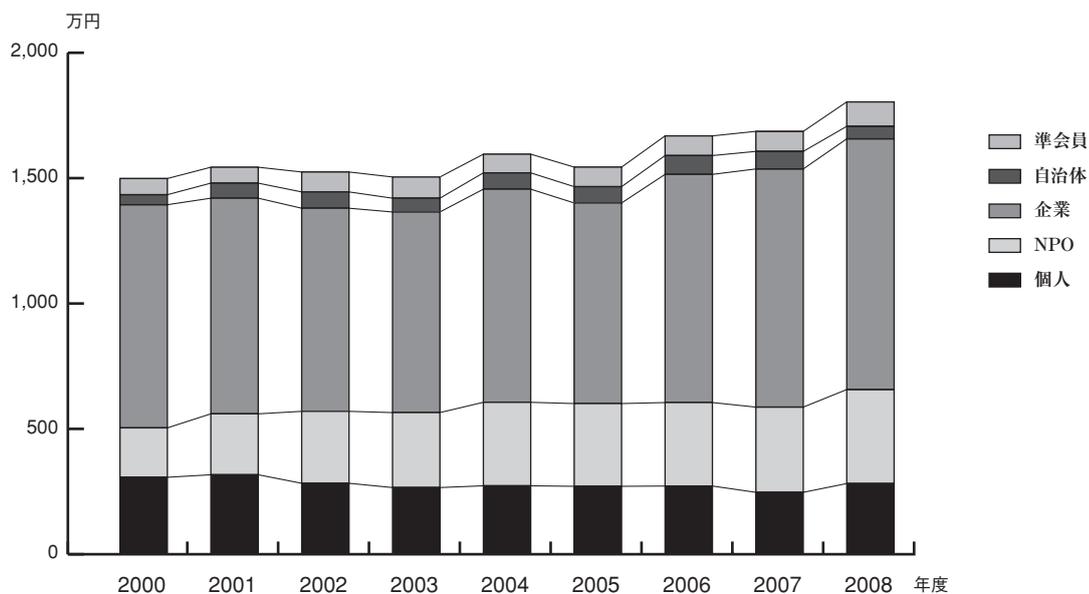
科目	金額
会費	18,045,000
寄付金	422,794
助成金	24,348,658
自主事業	13,402,436
受託事業	43,816,471
その他	2,803,152
前年度繰越金	0
合計	102,838,511



2. 10年間の収入の推移



3. 9年間の会費の推移



総収入としては円グラフにあるように、会費・寄付を併せて18.0%であり総収入の5分の1以下となった。2007年度は24.7%で、その差が6.7%となった理由は、全体の収入が拡大したことが原因であり、金額でみると1,175,000円の増となっている。

助成金は23.7%と2007年度より若干の増となった。自主事業は、13.0%で2007年度との比較では-0.6%で若干の減少となっている。

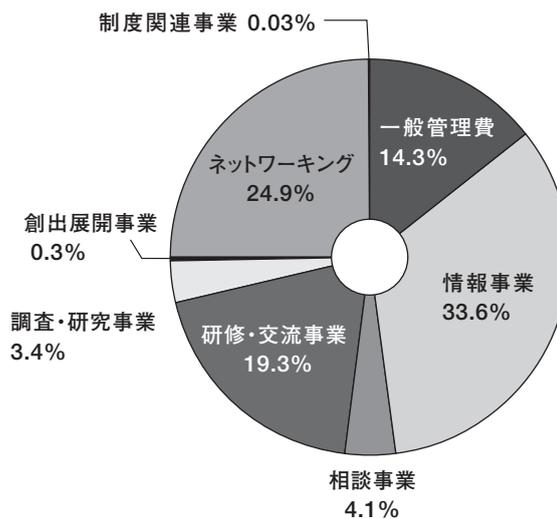
一方、受託事業は、2007年度は24.1%と総額の4分の1であったが、2008年度は42.6%と大幅に拡大した。この理由は、「共同募金の改革」に伴う業務の受託をした結果である。

過去の収入との比較(図2)については、受託収入の拡大に伴い、2007年度よりも大きく伸びているのが解る。また、先にも紹介したが、会費の推移(図3)については、例年と同様に一定数の退会者があるが金額的には増加していることがわかる。

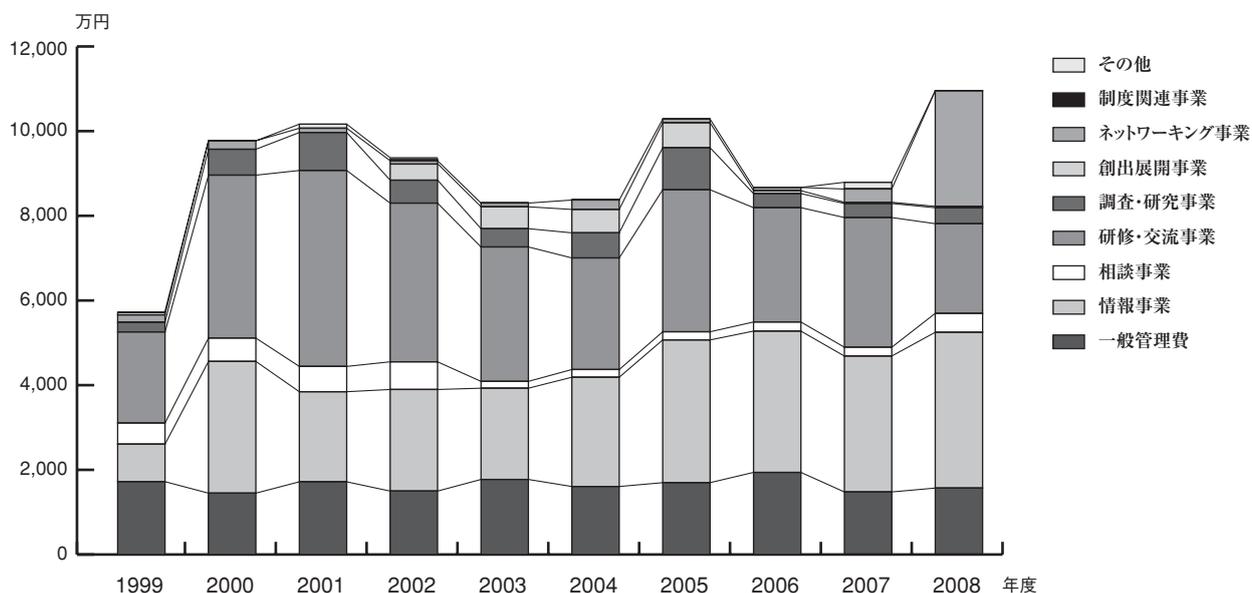
4. 2008年度科目別の総支出割合

項目	金額
一般管理費	15,740,611
情報事業	36,907,073
相談事業	4,481,950
研修・交流事業	21,251,502
調査・研究事業	3,774,474
創出展開事業	331,076
ネットワーキング	27,379,065
制度関連事業	31,720
その他	0
合計	109,897,471

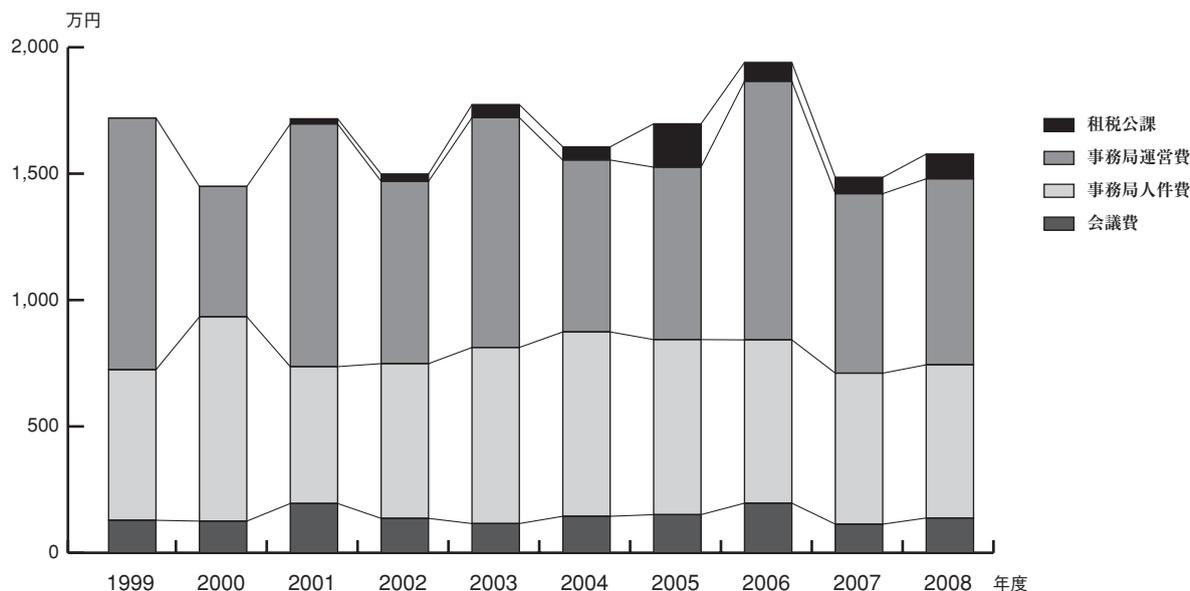
※直接事業の支出のみ



5. 10年間の支出の推移



6. 10年間の一般管理費の推移



2008年度は、例年に比べて支出の構造が大きく変化している。情報事業が33.6%と総支出の3割程度であることには変化はないが、研修・交流事業が2007年度は31.9%であったことに対して、2008年度は19.3%と大幅に減少している。これについては中長期の展望に沿った形で事業内容の見直しを行った結果、休止事業が増加した結果である。

一方で、収入の解説でも紹介したとおり、「共同募金の改革」に伴う業務の受託をした結果ネットワーク事業の支出割合が24.9%と大幅に拡大した。

一方、一般管理費については、図6の過去の推移をと比較して見ると、総支出が拡大しているにもかかわらず、昨年とあまり差が出ない範囲に抑えることができたといえる。

中長期ビジョン (2007年度から2012年度の展望)

はじめに — 「2007年度から2012年度の展望」策定の目的

2002年策定「日本NPOセンターの今後の長期展望」と「2007年度から2012年度の展望」について

「日本NPOセンターの今後の長期展望」(2002年3月22日理事会提出改訂)は、2002年から2012年までの10年間の展望し、前半5年間のビジョンをまとめたものである。その「長期展望」の策定から4年半、日本NPOセンター設立から10年の今回、過去5年間の振り返り、後半5年間のビジョンをまとめるものとして、今回の展望を位置づける。

本展望を策定するにあたって、2005年に中長期ビジョン検討委員会を設置し、過去5年間のNPOを取り巻く現状について議論を重ね、現ビジョン「長期展望」の検証を行ってきた。その上でこの展望を示すこととする。

1. 時代的な位置づけ — 草創期、展開期から第2期展開期としての「挑戦期」へ

日本NPOセンターは2006年11月に設立10周年を迎えた。また、12月にはNPO法が施行されて8年を迎えることになり、NPO法人数も全国で28,000(2006年9月末)を超えた。こうした法人数の増加とともに「NPO」の存在に対する社会的認知も広がっており、数を捉えれば、日本の非営利セクターはすでに日本社会で一定のポジションを確立したともいえる。しかしながら、多くの組織において財政基盤は不安定な状況にあり、専念できる人材確保をはじめ、個々の組織における安定的な経営体制の確立には未だ課題が山積している。また、NPOの多様性ゆえに人々が理解するNPOの姿も混沌としており、そうした中で市民セクターが社会的な「理解」や「共感」を得ていくため、日本NPOセンターは、社会に対し市民セクターの価値や存在意義についての明快なメッセージを打ち出すことが、今後とも改めて求められている。

この5年間の、日本の非営利セクターに大きな影響をもたらす出来事を振り返ると、まず公益法人制度改革が挙げられる。公益法人制度改革関連3法が本年5月に成立し、新公益法人法は2008年12月までには施行される予定である。一方で、会社法が改正施行され、現行の有限会社形態が株式会社の一類型に位置づけられるとともに、その設立は大幅に緩和され、また新たに合同会社の仕組みが導入された。これらの法人制度改革が、税制上の優遇措置も含めたNPO法人制度のあり方についての新たな論議を今後呼び起こすことは必至であろう。

この時期の世界に目を転じれば、テロの頻発などから、ヒューマン・セキュリティ(人間の安全保障)や人権の問題が改めて浮き彫りになっている。団結を強める各国政府の動向に対し、人権の観点から平和を希求する国境を超えた市民(団体)の連帯的な行動が、政府活動に対する重要なカウンターパートとして、人々からの期待を担う時代を迎えているといえよう。

国内の社会経済環境の変化をみると、近年、豪雨による水害や地震等、自然災害が頻発している。そうした突発的な場面において、NPOの活動に対する人々の期待は高いが、一方で地域社会を支える日常的な活動が根ざしてきたこともあり、市町村合併等が進行する地域などで、従来の地縁組織と連携を図りながら地域の自治を担う新たな組織としてのNPOへの期待が高まっている。さらに、企業のCSR活動のパートナーとしての可能性や、政府の対応が遅れているいわゆる「格差社会」問題への取り組みなど、NPOの先駆的・多元的な

活動に対する社会ニーズはとどまることを知らない。

今や、そうした人々や他セクターからのさまざまな期待を、それぞれのNPOが受けて立ちつつ、現場に根ざしたオールタナティブな提案を示していく時代へと突入している。すなわち、市民セクター・行政・企業との新たな関係性をもとにした、21世紀型「互助社会」の構築や、個人の人々の多様な生き方・働き方を可能にし、あらゆる機会が公平に与えられるような社会をデザインする主体として、大きな期待がよせられているからに他ならない。それは、NPOの存在が社会的認知を得たことの裏返しでもあり、事実、活動の「質」が信頼獲得の鍵を握るNPOは、ミッションと限りある経営資源との葛藤のなかで、日々「挑戦」を繰り返している。

このような時代認識に立ち、そうしたそれぞれのNPOの「挑戦」に対し、日本NPOセンターが、インフラストラクチャ・オーガニゼーション（基盤組織）として何を重点的に担うのか、各地のNPO支援センターとどのような連携を図っていくのか、が問われている。

そこで10年を節目に今後の5年間でセンターの「市民セクターの社会的価値」確立に向けた「挑戦期」と位置づけ、その戦略ビジョンをここで改めて提示しておきたい。

2. NPOの社会的な存在意義の確認

2002年に策定した「日本NPOセンターの今後の長期展望」の「1.NPOの社会的な存在意義の確認」では、NPOの存在意義を下記のように示した。

- ①先駆的・多面的・人間的・提言的な活動が活発になることによって、社会の硬直化を防ぎ、柔軟で自己変革が可能な活気ある社会を実現する。
- ②多くの人々が市民活動に参加し、また市民活動の受益者となることによって、選択肢の豊かな、個人の多様な生き方を保証する社会を実現する。
- ③国益や営利追求の発想を超えた国際的な貢献活動によって、地球市民社会の一員として世界から尊敬され、世界に誇れる社会を実現する。

これらは現在もなお、揺らぐことなく、NPOの根幹として捉えられるべきものである。

その上で、今後5年間については、過去5年間で想定されていた「展開期」に引き続き、第2期展開期としての「挑戦期」と位置づける。

3. 「挑戦期」の方向性

1.で述べた状況を踏まえて、日本NPOセンターは、設立当初からの活動目的である市民セクターのインフラストラクチャ・オーガニゼーションとしての役割を再確認し、市民セクターが絶えず変革し、成長するための刺激を与えるべく、以下の2点を柱として事業を展開する。

- (1) 分野・地域・セクターを越えて市民セクターの役割を真剣に議論する場の創出
— 市民セクターとしての情報の集積・発信、知恵の創造・共有（知・智）
- (2) 持続可能な活動のための基盤の強化
— 市民セクターが長期的に人を育て、持続的に活動できる環境整備（資金・制度）

また、各事業を推進するにあたっては、下記の3点を重視し、国際的視点を持ち、各地・各分野のNPO支援センター、市民活動団体、行政・企業・大学・研究機関・国際機関などと協働しながら行う。

- (1) 調査研究—現状を正確に把握すること
- (2) 情報発信—噛み砕いて発信すること
- (3) 連携協力—理解し合い、つながり合うこと

さらに、めまぐるしく変化する市民セクターを取り巻く社会状況に対応するために、組織として緊急に取り組む先駆的事业や、職員・特別研究員・研修生などスタッフ個人の発意による実験的事业への支援についても、積極的に取り組むものとする。

事業を通して、挑戦期において最も重要視して応援する組織領域

特定非営利活動法人の爆発的な広がりによって、「NPO」の言葉の指す範囲が、特定非営利活動法人だけに狭く捉えられる一方で、1.で述べたように人々の理解するNPOの姿も混沌としてきた。

挑戦期では、NPOの中でも特定非営利活動法人のみならず、市民が主体となって、参加と連帯を重視しながら、市民社会へのシフトを意識して活動している非営利志向の組織、すなわち市民活動団体を、法人格の有無や種類、活動分野にとらわれず応援するものとする。



4. センターの組織運営

事業の推進体制については、さまざまな組織との多様なネットワークと、定期的な議論の場を持つことに重点をおき、日本NPOセンターの肥大化は志向しない。また、左記の図で示すような多様な団体・機関との共同でプログラムを開発したり、特化した事業に取り組む別団体を立ち上げるなど、多様な団体と協力し、市民セクター全体の活性化をするための組織運営を意識する。

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本NPOセンターと称し、登記上はこれを特定非営利活動法人日本エヌピーオーセンターと表示する。

2 この法人の英文名は、Japan NPO Centerとする。

(事務所)

第2条 この法人は、東京都千代田区に事務所を置く。

(目的)

第3条 この法人は、新しい市民社会の実現に寄与することを理念とし、分野や地域を越えた民間非営利組織(NPO)の活動基盤の強化と、それらと企業および政府・地方公共団体とのパートナーシップの確立を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するために、主として特定非営利活動促進法(以下「法」という)第2条別表2に掲げる特定非営利活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動を行う。

(特定非営利活動に係わる事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 各分野、各地域の民間非営利活動、または企業および政府・地方公共団体における民間非営利組織への支援活動等に関する国内外の情報の収集およびその公開と発信
- (2) 各分野、各地域の民間非営利活動、または企業および政府・地方公共団体における民間非営利組織への支援活動等を推進するためのコンサルテーションおよびコーディネート
- (3) 各分野、各地域の民間非営利活動の関係者および民間非営利活動に関わる企業や政府・地方公共団体の関係者との交流とそれらに対する研修
- (4) 民間非営利活動関連分野における調査研究および政策提言とその実現のための事業

(5) 国内外の民間非営利組織とのネットワークの推進

(6) その他第3条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の通りとし、正会員をもって法上の社員とする。ただし、人格なき社団が正会員となるときには、その団体名をもって法上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体で、総会における議決権を有するもの

(2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体で、総会における議決権を有しないもの

2 この定款に定める以外の会員に関する規定は、総会で別に定める。

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を代表理事に提出するものとする。

2 代表理事は、前項の申込者がこの法人の目的に賛同するものであると認めるときは、これを拒否する正当な理由のない限り入会を承諾するものとする。

3 代表理事は、第1項の申込者の入会を承認しないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会の議決を経て別に定める会費を毎年納入しなければならない。

2 年会費の額は、総会で定める。

(退会)

第9条 会員で退会しようとするものは、別に定める退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。

2 会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、理事会の議決を経て退会したものとみなすことができる。

(1) 死亡または失踪宣告を受けたとき

- (2) 解散したとき
- (3) 破産宣告を受けたとき
- (4) 会費を2年にわたって納入しないとき

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときには、当該会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決を経て当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の名誉を著しく傷つけるか、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき
- (2) この法人の定款または規定に違反したとき

(提出金品の不返還)

第11条 既納の会費その他提出金品は、その理由の如何を問わず返還しない。

第3章 役員

(種別および定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内

- 2 理事のうち、1名を代表理事、2名以内を常務理事とし、必要ときに理事会の議決を経て2名以内の副代表理事を置くことができる。

(選任等)

第13条 役員は、正会員(団体にあつては、その代表者または役職員)のなかから総会の議決により選任する。

- 2 総会が招集されるまでに、補欠または増員のために役員を緊急に選任する必要があるときには、前項の規定にかかわらず、理事会の議決により仮にこれを選任することができる。この場合において、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を得なければならない。
- 3 代表理事、副代表理事および常務理事は理事会において互選する。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総括する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるときまたは代表理事が欠けたときには、代表理事のあらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事会の議決に基づいて、この法人の常務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、および総会または理事会の議決に基づいて、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) 理事の業務執行またはこの法人の財産の状況について、不正の行為または法令もしくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときには、これを総会または所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするために必要があるときには、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員の補充または増員による任期途中からの役員任期は、所定の任期の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了の場合においても、第12条第1項に定める最少の役員数を欠くときには、後任者が就任するまで、なおその任にあるものとする。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときには、当該役員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決を経て当該役員を解任することができる。

- (1) 職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬)

- 第17条 役員は、役員総数の3分の1以内の範囲で報酬を受けることができる。
- 2 役員報酬の額は、総会の議決を経て定める。
 - 3 役員には、費用を弁償することができる。

第4章 会議

(種別)

- 第18条 会議は、総会および理事会とする。
- 2 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

- 第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)

- 第20条 総会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 事業計画および収支予算ならびにその変更
 - (2) 事業報告および収支決算
 - (3) その他理事会が必要と認める重要な事項

(総会の開催)

- 第21条 通常総会は、毎年1回会計年度終了後3か月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき
 - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
 - (3) 監事が請求したとき

(総会の招集)

- 第22条 総会は、この定款に定めるもののほか、代表理事が招集する。
- 2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した通知を、少なくとも開催日の一週間前までに発信しなければならない。

(総会の定足数)

- 第23条 総会は、正会員過半数の出席をもって成立する。

(総会の議長)

- 第24条 総会の議長は、代表理事の指名する理事がこれに当たる。ただし、第21条第2項第2号および第3号の規定により臨時総会を開催したときには、出席した正会員のうちから議長を選出する。

(総会の議決)

- 第25条 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可非同数のときは議長の決するところによる。
- 2 総会における正会員の議決権は、会費の口数にかかわらず1会員1票とする。
 - 3 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の書面表決等)

- 第26条 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法をもって表決し、または出席する正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合において、書面または電磁的方法をもって表決し、または出席する正会員を代理人として表決を委任した正会員は、第23条および第25条の規定の適用については出席したものとみなす。

(総会の議事録)

- 第27条 総会の議長は、総会の議事について議事録を作成し、これを保存しなければならない。
- 2 議事録には、議長および出席した正会員のうちその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名または記名押印する。

(理事会の構成)

- 第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の機能)

- 第29条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他この法人の業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第30条 理事会は、年2回以上必要なときに開催する。

(理事会の招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した通知を、少なくとも開催日の一週間前までに発信しなければならない。

(理事会の定足数)

第32条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事の指名する理事がこれに当たる。

(理事会の議決)

- 第34条 理事会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 2 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の書面表決等)

- 第35条 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法をもって表決し、または出席する理事を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合において、書面または電磁的方法をもって表決し、または出席する理事を代理人として表決を委任した理事は、第32条および第34条の規定の適用については出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

- 第36条 理事会の議長は、理事会の議事について議事録を作成し、これを保存しなければならない。
- 2 議事録には、議長および出席した理事のうちその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名または記名押印する。

第5章 評議員および評議員会

(評議員)

第37条 この法人には、評議員を置く。

- 2 評議員は、総会の議決により15名以上30名以内を選任し、代表理事がこれを任命する。
- 3 評議員は、役員を兼ねることができない。
- 4 評議員には、第15条、第16条および第17条第3項の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替える。

(評議員会)

第38条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、代表理事の諮問に応じて評議し、意見を述べる。
- 3 評議員会は、代表理事が招集する。
- 4 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 5 評議員会の議長は、評議員会の議事について議事録を作成し、これを保存しなければならない。
- 6 議事録には、議長および出席した評議員のうちその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名または記名押印する。

第6章 委員会等

(委員会等)

- 第39条 この法人は、業務企画の推進のために、企画運営委員会および専門部会等(以下「委員会等」という)の委員会を置くことができる。
- 2 委員会等に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

第7章 事務局

(設置および職員の任免)

第40条 この法人に事務局を置く。

- 2 事務局は、事務局長1名および職員若干名を置く。
- 3 事務局長および職員は、代表理事が任免する。

(組織および運営)

第41条 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

第8章 資産および会計

(資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は代表理事が管理し、その方法は理事会の議決による。

(経費の支弁)

第44条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第46条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算に関する書類は、代表理事が作成し、通常総会の議決を経なければならない。

- 2 この法人の通常総会の議決を経るまでの暫定の事業計画および収支予算は、前条の規定にかかわらず、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。
- 3 第1項に規定した総会の議決を経た事業計画書および収支予算書の変更は、理事会の議決を経て行うことができる。ただし、変更された内容に関して、理事会はその後最初に開催する総会に報告し承認を得なければならない。

(事業報告および収支決算)

第47条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書に関する書類は、代表理事が事業終了後に遅滞なくこれを作成し、

監事の監査および理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会で承認を得なければならない。

- 2 前項の議決を得た事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書は、前事業年度の役員名簿、役員のうち前年に報酬を受けたものの名簿、社員のうち10名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後3月以内にこの法人の所轄庁に提出しなければならない。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第48条 この定款は、法第25条第3項に規定する軽微な事項に係わる定款の変更を除いて、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければ変更することができない。

第10章 解散および合併

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の議決
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による認証の取消
- 2 前項1号の規定に基づいて解散するときは、総会において出席した正会員総数の4分の3以上の議決による。
 - 3 第1項第2号の規定に基づいて解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属先)

第50条 この法人が解散のときに有する財産は、この法人と同種の目的を有する、特定非営利活動法人、社団法人または財団法人に寄付するものとする。その帰属先は、総会において出席した正会員の過半数をもって決する。

(合併)

第51条 この法人と他の特定非営利活動法人との合併は、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決による。

第11章 雑 則

(委 任)

第52条 この定款の実施について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(公 告)

第53条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

付 則

- 1 この定款は、所轄庁の認証を経て登記した日(以下「設立日」という)から施行する。
- 2 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、法人設立総会で定める。
- 3 この法人の設立当初の役員および役職は、第13条第1項および第3項の規定にかかわらず、別表に掲げるものとする。役員任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、設立日から2000年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の評議員は、第37条第1項の規定にかかわらず、法人設立後最初に開かれる総会で選任するものとする。
- 5 この法人の設立年度の事業計画および収支予算は、第20条第1項第1号および第46条第1項の規定にかかわらず、法人設立総会において決定する。
- 6 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、設立日から2000年3月31日までとする。

変 更

2002年1月24日、臨時総会にて、第2条「この法人は、東京都渋谷区に事務所を置く。」を「この法人は、東京都千代田区に事務所を置く。」に変更。

特 記

2009年5月28日、第11回通常総会にて、第26条(総会の書面表決等)および2項、第35条(理事会の書面表決等)および2項、第38条(評議員会)の3項の変更について承認された。

東京都に定款変更の認証申請予定(2009年6月30日現在)

会員規定

1999年6月1日 施行
2002年5月24日 第6条(3)追加

(目的)

第1条 この規定は、この法人の会員がこの法人の運営および諸事業に対し有する権利および義務の詳細を明確にするために設ける。

(性格)

第2条 この法人の会員は、この法人の定款に定められた目的と事業内容をよく認識し、財政面での支えとなるとともに、新しい市民社会の実現に寄与するものである。

(会員の範囲と義務)

第3条 この法人の会員は、定款第6条に定める種別の通りとし、定款第8条の規定により、本規定第4条の会費を納入しなければならない。

(会費)

第4条 定款第8条による会費は、次の通りとする。

(1) 正会員

個人会員	年会費1口1万円を1口以上
団体会員	
民間非営利組織(NPO)	年会費1口1万円を1口以上
行政組織(政府・地方公共団体等)	年会費1口5万円を1口以上
営利組織(企業等)	年会費1口10万円を1口以上

(2) 準会員

個人会員および団体会員	年会費1口5千円を1口以上
-------------	---------------

2 年会費は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1か年の会費をいう。

(会費の納入)

第5条 会員は、毎年当該年度の会費を年度当初に納入するものとする。ただし、年度の中途に新たに入会した会員は、当該年度会費を入会のときに納入するものとする。

(役割)

第6条 会員は、次に掲げる役割の遵守につとめなければならない。

- (1) 正会員は総会への出席
- (2) 事業活動への参加
- (3) NPO会員にあっては、その積極的な情報公開

(特典)

第7条 会員は、この法人が発行する機関誌、資料等の優先的配付を受けることができる。

2 会員は、この法人が開催する集会等に優先的に参加することができる。

(規定の変更)

第8条 この規定は、総会の議決によって変更することができる。